平成２７年（フ）第４９０号
愛知県一宮市八幡４丁目１番67―206号　アクシーズ一宮Ⅱ番館、開始決定時の住所名古屋市瑞穂区浮島町３―12　浮島町貸家
破産者　宮川　浩志
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５１０号
名古屋市中川区高杉町142番地（高杉雅ハイツ401号）
破産者　伊藤　達也
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５１５号
愛知県愛西市東保町西河原346番地　セジュール佐屋101号、住民票上の住所愛知県愛西市東保町西河原346番地
破産者　伊藤　俊一
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５３８号
名古屋市緑区清水山２丁目410番地　サウスヒルズ緑Ａ205号室、住民票上の住所愛知県知多郡東浦町大字藤江字皆栄町189番地の３
破産者　樋口　孝一
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５６９号
名古屋市中区栄４丁目16番17号　フィーブル栄804号
破産者　土屋　和敬
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２９４号
兵庫県宍粟市山崎町千本屋200　居垣マンション２―Ａ号室　（前住所）たつの市揖保川町山津屋24番地２　マリーノミキＡ棟102号室、住民票上の住所兵庫県宍粟市山崎町中比地206番地３
破産者　小林　　聡
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９７号
香川県東かがわ市横内32番地
破産者　瀬谷　京子（旧姓岡本）
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１５１号
北九州市小倉北区江南町２番１―1503号、開始決定時の住所北九州市小倉北区片野３丁目14番７―801号
破産者　芦刈　大介
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２０１号
福岡県中間市大根土13番403号
破産者　高森　安子
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１２２号
熊本市北区植木町円台寺719番地
破産者　清田　一輝
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１６号
大分県佐伯市大字池田851番地２　県営上久部住宅１Ａ―３―11、破産手続開始決定時の住所大分県佐伯市大字霞ヶ浦586番地
破産者　加嶋　宏己
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２６年（フ）第４３０号
鹿児島県鹿児島市平之町５番18号（プレファランス平之町102号）
破産者　宮田　　悠
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第７号
北海道北見市留辺藥町旭１区185番地８
破産者　小見　　久
1　決定年月日　平成27年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第８号
北海道北見市留辺藥町旭１区185番地８
破産者　小見　静子
1　決定年月日　平成27年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第６５号
山梨県甲府市宝１丁目21番２号
破産者　河西　幸彦
1　決定年月日　平成27年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６６号
山梨県甲府市宝１丁目21番２号
破産者　河西　恭子
1　決定年月日　平成27年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９３号
愛知県岩倉市中本町古市場26番地１
破産者　河原　浩二
1　決定年月日　平成27年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第９４号
愛知県江南市飛高町中町96番地　チェリー＆ローズ205号
破産者　遠山　恵理
1　決定年月日　平成27年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部